コーポレート・ガバナンス報告書

最終更新日：2026 年 11 月 27 日
株式会社ルリアン
代表取締役会長兼 CEO　藤巻　米隆
問合せ先：　　執行役員管理部長　阿波　良和
075-585-5188

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ．コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

１．基本的な考え方

当社は、会社の持続的な成長と企業価値の創出のため、株主・顧客・取引先・地域社会をはじめ、企業活動を支える様々なステークホルダーの皆様との良好な関係の構築及び適切な協働に努め、強固な経営基盤を確立することを目指しております。そのため、コーポレート・ガバナンスの充実・強化を最重要課題と認識し、経営の健全性、透明性、効率性を高める経営管理体制の構築、公平かつ適時適切な情報開示を行なってまいります。

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために、2021 年 11 月 26 日に監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社へ移行しております。

業務執行に対する監督機能の強化及び適切な財務報告を行う観点から、より独立性の高い企業統治の枠組みを積極的に採用することにより、経営の健全性、透明性、効率性を高める経営管理体制及び公平かつ適時適切な情報開示体制を構築し、ひいては会社の持続的な成長と企業価値の創出に繋がるものと考えております。

２．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】　更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社ＦＵＪＩMAKＩアセットデザイン	131,800	61.47
藤巻米隆	63,980	29.84
藤巻賢太郎	10,000	4.66
小西弘樹	4,320	2.01
司法書士法人 F&Partners	1,000	0.47
行政書士法人 F&Partners	680	0.32
鈴木龍介	600	0.28
山西康孝	600	0.28

岩永哲雄	500	0.23
遠藤正彦	400	0.19

支配株主名	株式会社ＦＵＪＩＭＡＫＩアセットデザイン 藤巻米隆

親会社名	―
親会社の上場取引所	―

補足説明

株式会社ＦＵＪＩＭＡＫＩアセットデザインは、当社の代表取締役会長兼 CEO である藤巻米隆の資産管理会社であります。

３．企業属性

上場取引所及び市場区分	TOKYO PRO Market
決算期	８月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100 人以上 500 人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100 億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10 社未満

４．支配株主との取引を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引については、一般の取引条件と同等の条件を基準に公正かつ適切に判断し、少数株主の利益を損なわないよう対応しております。また、関連当事者取引については、取締役会の承認を必要とし、取引の妥当性を確認することで、少数株主の利益を保護する体制を構築しております。

５．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はありません。

Ⅱ．経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

１．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	取締役（監査等委員である取締役を除く）：10 名以内 監査等委員である取締役　　：５名以内
定款上の取締役の任期	取締役（監査等委員である取締役を除く）：１年以内 監査等委員である取締役　　：２年以内
取締役会の議長	取締役社長
取締役の人数	6 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	―

社外取締役の会社との関係（１）

氏名	属性	会社との関係（※１）										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
目片　雅喜	他の会社の出身者											
吉田　衣里	弁護士											
遠藤　正彦	他の会社の出身者											

※１　会社との関係についての選択項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

h. 上場会社の取引先（d、e 及び f のいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

i. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

j. 上場会社が寄付を行なっている先の業務執行者（本人のみ）

k. その他

会社との関係(２)

氏　名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
目片　雅喜	○	―	―	銀行や事業会社での経験を通じて、財務や経営全般に関する相当程度の知見等を有しております。当社との人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。
吉田　衣里	○	―	―	弁護士資格を有し、法令に関する相当程度の知見等を有しております。当社との人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。
遠藤　正彦	○	―	―	事業会社における取締役等の経験を通じて、経営全般に関する相当程度の知見等を有しております。なお、同氏は当社株式を保有しておりますが、これ以外には、当社との人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

【監査等委員会関係】

委員構成及び議長の属性

全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
3	1	0	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項　更新

現時点では、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置いておりませんが、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときは、速やかに専任又は兼任のスタッフを置くものとしております。当該スタッフは監査等委員会の指揮命令に従うものとし、その人事異動・評価等については監査等委員会の事前の同意を得ることにより、取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保しております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は随時、会計監査人と監査実施状況に関する協議・連携を行なっております。 また、内部監査室は随時、監査等委員会に対して内部監査実施状況について報告するとともに意見交換を行い、課題・改善事項について情報を共有しております。 また、三者による、監査計画のすり合わせなどを目的とした会議を開催しております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社内有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	3	2	1	2	―	―	社外取締役

補足説明

報酬委員会は、取締役の報酬に関する客観性及び透明性を高めるため、取締役会の諮問に応じて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容等を審議及び答申を行なっております。また、取締役の個人別の報酬について、取締役会において報酬委員会に一任する旨の決議がある場合、報酬委員会で審議し決定しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	０名

その他独立役員に関する事項

該当事項はありません。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストック・オプション制度の導入

ストック・オプションの付与対象者	取締役、従業員

当社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を一層高めることにより、当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的としてストック・オプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が１億円以上の者が存在しないため、個別報酬の開示を行なっておりません。

報酬額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり

報酬額又はその算定方法の決定方針の開示内容

「取締役の個人別の報酬等の決定に関する方針」を制定し、「取締役会決議に基づき代表取締役又は報酬委員会にその具体的内容の決定を委任するものとし、代表取締役又は報酬委員会は、株主総会で決議した報酬等の総額の範囲内において、各取締役の役位、職責、在任年数等に応じて決定する」ことを定めており、第６期定時株主総会以降に選任された役員はすべて報酬委員会において報酬が決定されています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

取締役会の開催にあたっては、事務局である当社経営戦略部が議案内容や取締役会資料を事前に送付するとともに、議案の詳細について業務執行取締役・執行役員または事務局が必要に応じて事前説明を行なっております。また、経営会議へのオブザーバーとしての参加を歓迎（実際に常時１～２名の社外取締役が参加）しており、業務遂行の理解の促進とプロセス透明化を図っております。

２．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

当社は取締役会設置会社であり、監査等委員会設置会社であります。 a．取締役会 取締役会は、代表取締役社長小西弘樹を議長として、藤巻米隆、山西康孝、目片雅喜、吉田衣里、遠藤正彦の６名で構成され、うち、目片雅喜、吉田衣里、遠藤正彦の３名は社外取締役であります。取締役会は、原則として毎月１回の定例開催に加え、必要に応じて臨時開催を行い、法令・定款に規定される事項及び経営に関する重要事項等に対する意思決定機能、業務執行状況の報告・確認による監督機能を果たしております。 b．監査等委員会 監査等委員会は、常勤の監査等委員目片雅喜を議長として、吉田衣里、遠藤正彦の３名で構成され、３名全員が社外取締役であります。監査等委員会は、原則として月１回開催し、取締役の業務執行に対する監査の実効性を高める監査方針・監査計画の決定、監査の進捗・結果の共有等を適時に実

施しております。

c．内部監査 更新

内部監査は、各部門から独立した内部監査室を代表取締役社長の直轄する部署として設置し、内部監査責任者である専任の内部監査室長１名、補助者である内部監査担当者２名の計３名で構成しております。内部監査室は、経営の合理化・効率化及び業務の適正な遂行を図ることを目的として、会計監査・業務監査・内部統制監査を対象とする監査計画の立案、監査の実施、結果の報告及び指摘に対する改善状況を確認しております。また、内部監査室は、監査等委員会及び会計監査人と監査計画及び監査の進捗等を適宜共有・連携し、三様監査を行なっております。

d．経営会議

経営会議は、取締役（監査等委員である者を除く。）３名で構成し、必要に応じて執行役員・事業部長、業務委託契約に基づく外部有識者、オブザーバーとして常勤監査等委員が出席しております。経営会議は、原則として月２回開催し、業務執行に関する重要事項を協議することを目的として、職務権限規程に基づく決裁、各部門の事業計画に対する実績と状況の報告・質疑等を行なっております。

e．リスク管理・コンプライアンス委員会

リスク管理・コンプライアンス委員会は、取締役（監査等委員である者を除く。）３名、監査等委員である取締役３名、執行役員２名、内部監査部門の部署長１名、苦情管理部門の部署長１名、経営戦略所管部門の部署長１名の他、法務所管部門の実務担当者１名が出席しております。リスク管理・コンプライアンス委員会は、原則として月１回開催し、リスク管理の推進及びコンプライアンス体制の強化と推進を目的として、事務及び労務に関わる法改正や重要なクレームに関する事象・取り組み等を報告・協議し、必要に応じて勧告等行なっております。

f．報酬委員会

報酬委員会は、取締役会で選任する３名以上の委員（全員が取締役とは限らない）で構成し、過半数を社外取締役とするとともに、委員長及び議長は社外取締役が務めることとしております。現在の委員は代表取締役会長兼 CEO 藤巻米隆、監査等委員である取締役目片雅喜（委員長・議長）、遠藤正彦です。報酬委員会は、取締役の報酬に関する客観性及び透明性を高めるため、取締役会の諮問に応じて、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針、取締役の個人別の報酬等の内容等を審議及び答申を行なっております。また、取締役の個人別の報酬について、取締役会において報酬委員会に一任する旨の決議がある場合、報酬委員会で審議し決定しております。

g．会計監査人

会計監査人として三優監査法人と監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第 128 条第３項の規定に基づき監査を受けております。監査を執行

した公認会計士は鳥居陽氏、西川賢治氏の２名であり、いずれも継続監査年数は７年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士４名、その他３名であります。 なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

３．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るために、2021 年 11 月 26 日に監査等委員会設置会社及び会計監査人設置会社へ移行しております。

Ⅲ．株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

１．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	当社の株主総会は集中日を避けて開催いたしております。
電磁的方法による議決権の行使	今後検討すべき課題と考えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	今後検討すべき課題と考えております。
招集通知(要約)の英文での提供	今後検討すべき課題と考えております。

２．IR に関する活動状況　更新

	補足説明
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社は、ディスクロージャーポリシーを策定し、当社ホームページにて公表しております。
アナリスト・機関投資家等の特定投資家向けに定期的説明会を実施	―
海外投資家向けに定期的説明会を開催	―
IR 資料をホームページ掲載	当社 Web サイト上に IR 情報ページを設け、TDnet において開示した情報や決算情報、発行者情報等を掲載しております。
IR に関する部署(担当者)の設置	経営戦略部を担当部署として IR 活動を行なっております。

３．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場	現在は規定しておらず、今後の検討課題と認識してお

の尊重について規定	りますが、TDnet や当社ホームページにて、ステークホルダーに対して積極的な情報開示を適時に行なっていく方針です。
環境保全活動、CSR 活動等の実施	今後検討すべき事項と考えております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	すべての投資家に対して公平な情報開示に努めるとともに、当社ホームページを通じて、ステークホルダーに対する積極的な情報開示を行う方針であります。

Ⅳ．内部統制システム等に関する事項

１．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」に関して、2021年 11 月 26 日開催の取締役会において、以下のとおり「内部統制システムの整備に関する方針」を定め、当該方針に基づき内部統制システムの整備・運用を行なっております。

（a）役職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全ての取締役、執行役員及び従業員（以下、総称して「役職員」という。）が遵守すべき「取締役会規程」をはじめとする諸規程・諸規則を制定し、これに基づき、高い倫理観と社会的良識をもって社会から信頼と支持を得られる正しい企業活動を行います。当社は、取締役会及びリスク管理・コンプライアンス委員会を組織し、原則毎月１回定期開催するほか必要に応じて随時開催するものとし、重要な課題について善良な管理者の注意義務をもって十分な検討を行い、適正かつ迅速な意思決定によって経営にあたります。また、「コンプライアンス規程」及び「コンプライアンスガイドライン」を制定し、倫理的かつ遵法精神に根ざした企業行動の徹底を図るとともに、役職員のコンプライアンス意識向上の施策の実施とコンプライアンス研修などによる正しい知識の修得に努めます。さらに、「コンプライアンス規程」に基づき、役職員による不正行為の早期発見・是正を目的に整備した内部通報制度を制定することで、不正行為の未然防止及び早期発見に努めております。不正行為の通報者及びその協力者に不利益が生じる恐れのないよう通報者等の保護義務を定めています。一方、「内部監査規程」に基づき、社長直轄の内部監査室が全部門の内部監査を実施し、役職員の職務の執行が適切に行われているか検証のうえ、その結果については経営トップに直接報告します。改善を要する事項についてはフォロー監査を実施し、その改善状況を確認します。

（b）役職員の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

役職員の職務の執行に係る情報に関しては、当社は、「文書等管理規程」に従って適切な状態で保存、管理し、役職員が、適正かつ効率的に職務を遂行できるようにします。職務の執行に必要な場合は、何時でも資料の提出を求めることができます。営業秘密及び個人情報の不正な取得、使用及び開示その他社外への流出を防止するために「機密情報管理規程」及び「個人情報保護規程」を定め、会社及び個人に関する情報の適切な管理を行います。各法令及び証券取引所の定める諸規則等の要求

に従い、会社情報を適時適切に開示します。

（c）損失の危険の管理に関する規程とその他の体制

リスク管理規程を制定し、当社の各部門と役職員全員が、本規程に従い、全社的リスク管理を徹底します。また、リスク管理・コンプライアンス委員会にて、広範なリスク管理についての協議を行い、必要に応じてリスクへの対策を検討・実施します。緊急事態発生の際には、代表取締役社長が直ちに緊急対策本部を設置し、情報の収集・分析、対応策・再発防止策の検討・実行等を行い、事態の早期解決に努めます。

（d）役職員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会に加え、経営会議を設置し、経営課題に関する重要案件を審議します。また、経営計画を策定し、基本戦略や経営目標を明確にするとともに、年度予算で、売上や利益目標を設定し、目標達成に向けた経営を実践します。一方、業務執行面では、「取締役会規程」、「職務権限規程」及び「組織規程」を定め、権限と責任を明確にするとともに、「稟議規程」に基づく稟議制度を採用し、意思決定プロセスの明確化、迅速化を図ります。

（e）監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会の職務遂行のために補助者を必要とする場合は、その求めに応じて速やかに補助すべき専任又は兼任スタッフ（以下「スタッフ」といいます。）を置きます。また、当該スタッフは、監査等委員会の指揮命令に従わなければならないものとするとともに、その人事異動・評価等について監査等委員会の事前の同意を得るものとします。取締役は、取締役会での業務報告により監査等委員会への報告を行うことを基本とします。また、当社の役職員は、法令等の違反行為等、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実について、必要に応じ、あるいは監査等委員会からの要求に従って、随時報告するものとします。監査等委員会は、必要に応じ何時でも資料の提出を求めることができます。当社は、内部通報制度の利用を含む監査等委員会への報告を行った役職員に対して、当該報告をしたことを理由とする不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を役職員に周知徹底します。監査等委員会は、監査業務を効率的に遂行するために必要な場合、内部監査室と協同して業務を行うことで監査の実効性を確保し、また、内部監査室は、内部監査の実施状況を監査等委員会に報告するものとします。当社は、監査等委員がその職務の執行（監査等委員会の職務に関するものに限る。）について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査等委員の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

（f）財務報告の適正性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出に向け、内部統制システムの運用を行うこととします。また、その仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うこととします。

a. リスク管理体制の整備の状況

「内部統制システムの整備に関する方針」に基づき、リスク管理に関して必要な事項を定め、リスクの防止及び会社損失の最小化を図ることを目的とする「リスク管理規程」を制定しています。経営戦略所管部を主管部とし、「リスク」を「会社に物理的、経済的もしくは信用上の損失または不利益を生じさせる全ての可能性」と定義し、役職員の責務の周知を図り、事故などの具体的事案の発生時の対応や処理後の報告を求めることにより、リスクの顕在化の未然防止、利害関係者及び企業経営への影響の最小化、再発防止に努めております。また、大地震などの突発的リスクが顕在化し、全社的な対応が重要である緊急事態において、社長をリスク管理統括責任者とする緊急事態対応体制を構築しています。コンプライアンスについては、コンプライアンス担当役員を社長とし、主管部を法務所管部とする「コンプライアンス規程」を制定しております。会社に影響を与える社内外のコンプライアンスに関する計画の策定及び情報収集を行い、コンプライアンス問題が発生した場合の対応を適切に行うことを目的として、役職員のコンプライアンスへの関心を高め、研修・啓蒙等の諸施策を講じております。また、リスク管理規程とコンプライアンス規程の定めに基づき、「リスク管理・コンプライアンス委員会」を、全取締役に執行役員、内部監査部門の部署長、苦情管理部門（苦情管理規程主管部門）の部署長、経営戦略所管部門の部署長、法務所管部門（コンプライアンス規程主管部）の実務担当者を加え、月１回の頻度で開催しております。

２．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「反社会的勢力排除に関する規程」において、反社会的勢力とは一切の関係を持たないとともに、不当な要求にも妥協せず毅然とした態度で対処することを役員及び従業員等に周知しております。また、健全な会社経営のため、反社会的勢力とは一切関わりを持たず、不当な要求に対しては断固としてこれを拒否します。

Ⅴ．その他

１．買収防衛策導入の有無

買収防衛策導入	なし

２．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社のコーポレート・ガバナンス体制および開示手続きに関する事務フローの模式図を参考資料として添付しております

【模式図(参考資料)】

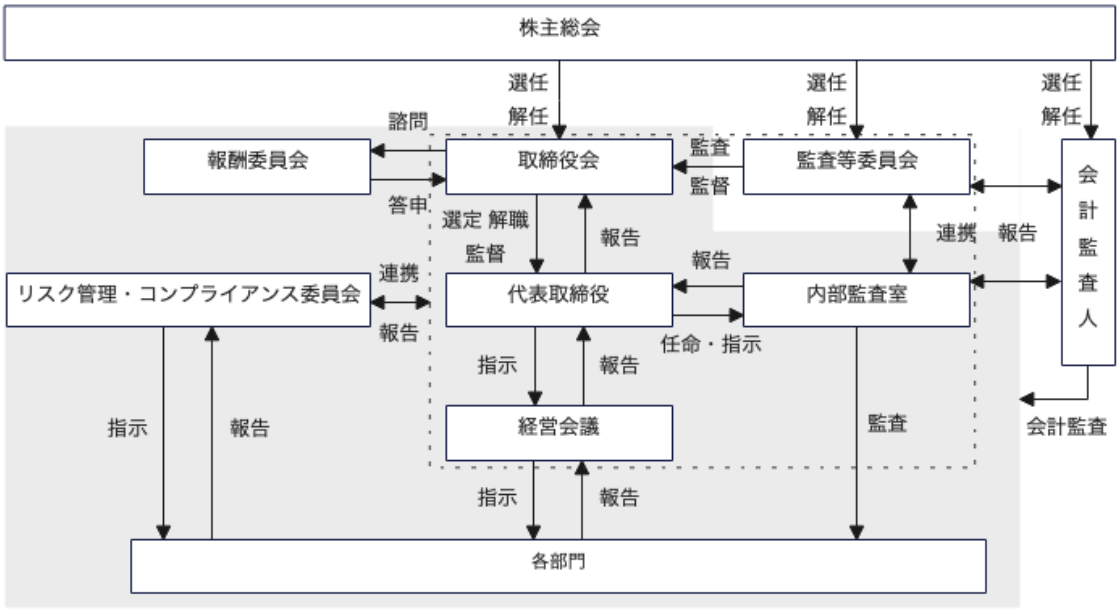
株主総会
選任
解任
選任
解任
選任
解任
諮問
答申
報酬委員会
取締役会
監査
監督
監査等委員会
会計監査人
選定 解職
監督
報告
連携
報告
報告
連携
リスク管理・コンプライアンス委員会
報告
代表取締役
内部監査室
任命・指示
指示
報告
指示
報告
経営会議
監査
会計監査
指示
報告
各部門

【適時開示体制の概要（模式図)】

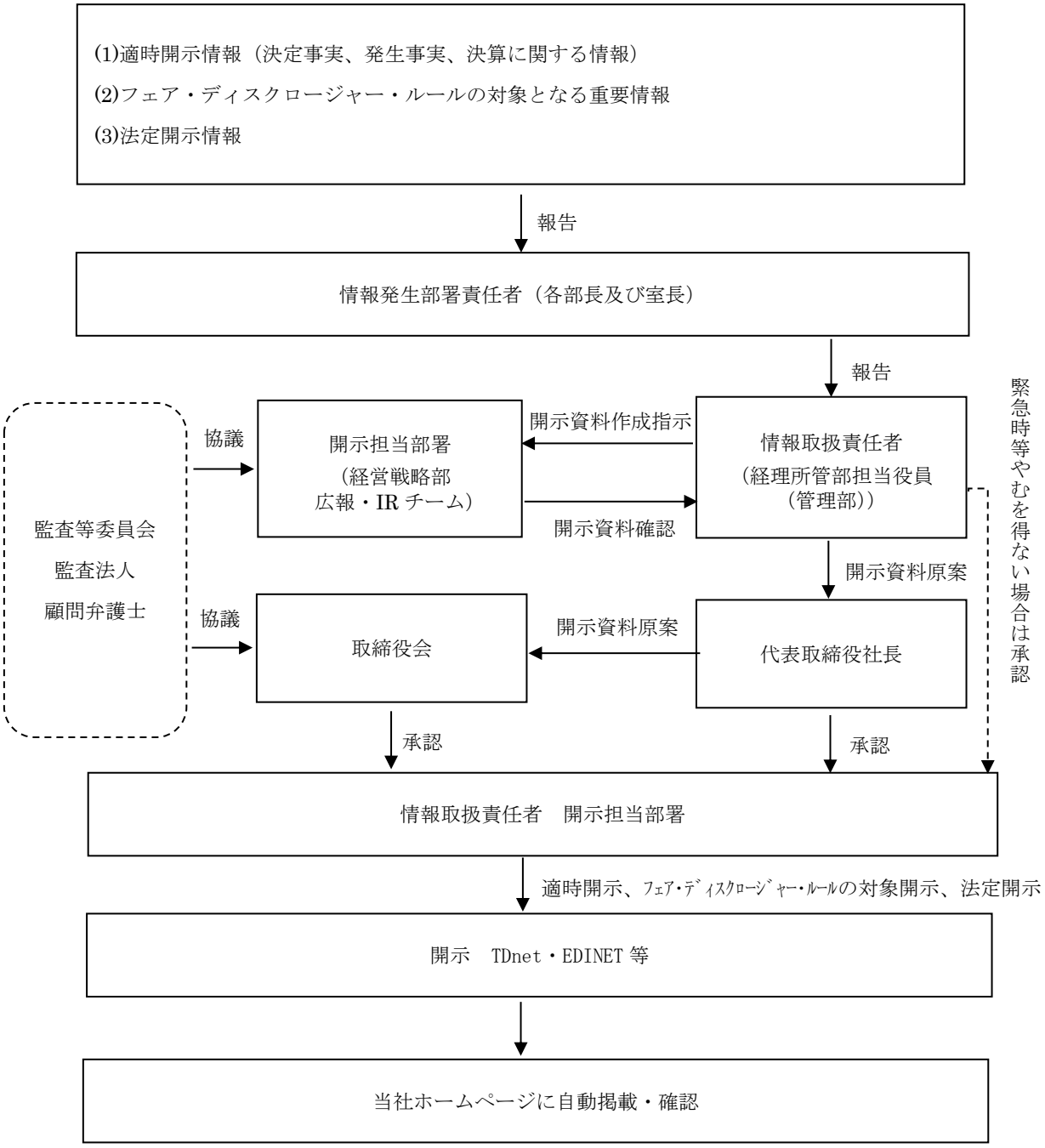

以上